		行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針 理由
第1章	- 本仕様書について					
2	2 (3)想定する利用方法	L564	果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、	さらには業務フローを参照することで運用の見直しが必要なのでは ないか、	標準パッケージの機能要件利用するにあたり、運用を見直さなければ真の意味でパッケージ機能を活用できないと考え、提言の一文を追加	ご指摘の踏まえ、運用の見直しの必要性について記述することとし、「限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、」と修文する。
3	・対象分野	L595	00	共通仕様、宛名連携	標準パッケージを先行して定めるにあたって、後の共通的な要素でフィード バックされる機能全般について、記載した方が良いと思われる主要な要素を 記載	複数の事務の共通的な機能ではなく、本仕様書の個別の機能として、入管法に基づく住居地届出や番号法に基づく個人番号カード関係を例示とする。
第2章	業務フロー等					
3.4	支援措置・通知	L740	仮措置連絡として「他市区町村」と「本籍地市区町村」 あて電話連絡となっている	連絡は不要	支援措置受付市区町村(他市町村)が必要市町村を確認して申出書を送付するため、不要である	0 仮支援措置に関する通常事務と考えられるため、原案を維持する。
4.1.1	転入	L744	転入通知情報	転入通知情報、本人確認情報	必要なため	1 意見のとおり修正
4.1.1	転入	L744	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくく なるため、肯定形にすべき。	2 分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.1.1.3	特例転入	L747	転入通知情報	転入通知情報、本人確認情報	必要なため	1 意見のとおり修正
4.1.2	転居	L751	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくく なるため、肯定形にすべき。	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正す 2
4.1.3	転出・届出	L754	記載なし	CSへの本人確認情報連携	異動日が届出日以前の場合連携が必要なため	転出届はあらかじめ行うこととされているが、事情により住所を移すまでの間に 届出を行うことができない場合等には、転出をした日から14日以内に限り転出届 を受理することができるとされており、この場合、転入通知を待たずに消除し、 CSへ本人確認情報を連携することとなる。
4.1.3	転出・届出	L754	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.1.3	転出・消除	L756	・転出・消除 ・記載なし	・転出確定 ・CSへの本人確認情報連携	・統合端末の操作手引書での記載を参考にしました ・必要なため	(1つ目) 0 (2つ目) 1(1つ目) 本仕様書において「転出確定」という用語は使用しないこととしている。 (2つ目) 意見のとおり修正
4.1.4	世帯変更	L769	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくくなるため、肯定形にすべき。	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.2.1.1	出生・届出	L778	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1 意見のとおり修正
4.2.1.1	出生・通知	L781	CSで本籍地へ法第19条第1項通知を送信する	送信しない	戸籍届出により附票を記載するので送信しない	出生の届出は、出生地ですることができるとされている。出生地が住所地でも本籍地でもない場合、住所地市町村は、出生地市町村から住基法第9条第2項に基づく通知を受けた場合、本籍地市町村へ住基法第19条第1項通知を送信する必要があるため。
4.2.2	職権消除・法第30条の50通知	L788	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1 意見のとおり修正
	. 死亡・届出	L791	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1 意見のとおり修正
4.2.2.1	死亡・通知	L794	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1 意見のとおり修正
4.2.3.2	職権修正・誤記修正・法第30条の50通知	L806	記載なし	CSへの本人確認情報連携	必要なため	1 意見のとおり修正
4.5.1 4.5.2	第30条の46転入、第30条の47届出	L830	本人確認が十分にできなかった	本人確認が十分できた	業務フローの分岐は否定形を使用しない方が読みやすく、齟齬が生じにくく なるため、肯定形にすべき。	分岐を「Yes/No」から「本人確認ができた/本人確認ができなかった」に修正する
4.6.1	転出取消・申出	L846	・住基ネットCS ・記載なし	・住基ネット統合端末 ・CSへの本人確認情報連携	・統合端末での作業のため・必要なため	(1つ目) BPMNの仕様に基づき、データストアは作業を実行する機械や業務を (1つ目) 0 処理するサーバーを指すのではなく、当該タスクで生成もしくは利用されるデー (2つ目) 1 タの保管場所を示すため。 (2つ目) 意見のとおり修正
5.1	住民票の写し等の交付	L850	住基ネットCS	住基ネット統合端末	統合端末での作業のため	BPMNの仕様に基づき、データストアは作業を実行する機械や業務を処理する 0 サーバーを指すのではなく、当該タスクで生成もしくは利用されるデータの保管 場所を示すため。
7	/ 連携	L871	記載なし	入管連携、統合宛名システム、中間サーバーへの副本の連携	必要なため	0 現在のDMM等ですでに対応済みのため
第3章	機能要件					
1.1.1	日本人住民データの管理	L1004 L1005			「住民状態」、「住民種別」は各ベンダーごと異なる。データ移行が発生する場合に、問題にならなければこのまま特に定めないくてよい。	別示を加えた上で、定義については中間標準レイアウトによることを考え方理由に記載。
1.1.2	外国人住民データの管理	L977 L1099 L1100	和暦で管理すること	和暦も管理すること	和暦でのデータ保持は煩雑になるため 「住民状態」、「住民種別」は各ベンダーごと異なる。データ移行が発生する場合に、問題にならなければこのまま特に定めないくてよい。 宛名は、外国人の氏名が併記名との考えで作っているベンダー多数あり、詳しく説明したほうが良いのではないか	0 対応しない(【考え方・理由】に記載の通り) 例示を加えた上で、定義については中間標準レイアウトによることを考え方理由 に記載。 また、外国人の併記名についての指摘の意図については考え方・理由に記載して いる。
		L1108	記載なし	・住居地の届出 ・上陸許可証による転入の旨	管理が必要なため 入管への報告で必要なため	1 意見のとおり修正

		行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針	理由
			なお、現在、データの保有方法を、世帯を単位として調				
110	(Q m / u w m	11140	製している自治体においても、住民票の写し等の交付の		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき		
1.1.3	個人票/世帯票	L1142	際に個人を単位として出力できるようにする場合につい		機能」に記述すべき		l 意見のとおり修正
			ては、当該機能を有しているものとみなす。				
			1年に1回、自治体ごとに繁忙期を避けて、5年を経過		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき		
1.1.5	除票	L1504	した除票について、バッチ処理により、除票用データ		機能」に記述すべき	2	2 意見のとおり修正。併せて9.3の【実装すべき機能】にも追記。
			ベースへの移行作業を行うものとする。		9.3にも定義がない		
1.1.6	空欄	L1579	住民となった日	住民となった年月日	表記ゆれ		住民となった年月日に修正
	ada IPO	L1582	200000000000000000000000000000000000000	E20 C 0. 27C 173 E	DCHO / IV		
							休日、個人番号付番システムが稼働していないため、休日開庁時の出生時に個人
1.1.6	空欄	L1562	記載なし	個人番号		() 番号未付番でも住民票の写しを発行する場合がある(考え方・理由にその旨を明
							記)
			住民記録システムとしては、みなし生年月日等は作成し		No literatura de la companya del companya del companya de la companya del companya de la companya de la companya del companya de la companya del companya de la companya de la companya de la companya de la companya del companya de la companya de la companya de la companya de la companya del companya del companya del companya de la companya del companya del companya del companya del companya del		【実装しない機能】に「みなし生年月日等を作成すること」を追記するととに、
1.1.8	年月日の管理	L1632	ない(「不詳」のまま、他システムと連携する。なお、		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装しない		l 【実装すべき機能】に「他システムには不詳のまま連携することとし、不詳日の
			不詳日の値については、住基ネットへ送付するコード定		機能」に記述すべき		値については、住基ネットへ送付するコード定義に基づき規定する。」を追記。
			義に基づき規定する。)。 なお、これは証明書等で表示する際のルールであり、入				
			力やデータの持ち方としては、和暦と西暦のどちらを用		 準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき		1.1.8の年月日の管理に「年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び
1.1.9	年月日の表示	L1672	いても、記載・表示する際や他システム連携の際に適切		機能 に記述すべき	2	2 1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない」を追記し、
			に変換できれば差し支えない。		1成化」に記述すべる		1.1.9に「上記の記載・表示のための適切な変換機能を有していること」を追記。
			に友供じされば左し又んない。		事務処理要領では、長男、長男の子、長男の長男は、第2順位として兄弟より		
		L1716	(例:夫の兄は、子の夫より上位)		上位グループとさえている。また、夫の兄と兄は同列に考えるものと思いま		
1.1.11	添 板	L1/10	(VIII X VIII A Y X		す	•	この項目における続柄の順位は削除。5.2で規定する世帯員の並び順について、事
1.1.11	נווטעה	L1720	 …以外の続柄(例:…、子(子の夫)、子(子の妻)…	子(子の夫)、子(子の妻)は、	^。 『窓口事務質疑応答集』P314にこのケースで子(子の夫)との記載がありま	務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。	務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。
		21720	200 Learning (1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	除外する	す。		
					世帯主変更、世帯分離、世帯合併等の異動日は、住民票の写しの備考欄にし		
			A 類型については、異動履歴の管理に規定する異動履		か表示しないので備考記載が必要です。		・A類型に関するものであり、異動履歴が統合記載欄に記載されることとなる。
	備考	L1794	歴として管理し、備考には記載せず…		職権記載等も備考の記載が必要ではないだろうか(例:戸籍届出(又は通		職権記載についても同じく異動履歴として記載される。
1.1.14					知)による修正、職権消除(消除日の記載は証明書に表示するが、「実態調	()
		L 1821	…備考の文例や自動入力の事由は設けないこととする。		査により」や「虚偽の届出により」などの事由は第三者請求には不要)		載で整理済み)
					備考の自動設定が必要です。		
1.1.17	ふりがな	L1955	本人への確認の有無を示すフラグ		「実装すべき既往」においてふりがな確認フラグの定義を記載すべき		l 【実装すべき機能】を「本人への確認の有無を示すフラグ」に修正
122	異動事由	L2128	出生、死亡の日以外の異動日に不詳の記載は設けない。		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装しない	() 既に【実装しない機能】に記載済み
1.2.2	六到守口	LZ120	山土、元しの自外外の共動口に行中の心戦は成りない。		機能」に記述すべき		がに 【大衣しないが成形】 に 心乳川が
1.3.5	和暦・西暦管理	L2232	和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理で	不要	元号の管理のみで対応可能	(年月日の記載にあたり、和暦・西暦の変換のためのマスタは必須だと思われる。
			きること。		特に1926年を変換マスタで管理するのは困難		
		L2263 L2264			誤って発行した場合の証明書等は処分し、交付には至っていないことを追記		【実装すべき機能】に処分情報を、【実装しない機能】に交付履歴データを削除
			・枚数	・枚数 の次に ・処分情報 を	する項目が必要なため。また、交付履歴データ削除は異動履歴の扱いと同様	1	できることを追記。
1 2 7	交付履歴の管理			追加	実装しない機能とする。		理由としては構成員照会の結果、誤って発行した場合にその情報が管理されてい
1.5.7	文的履歴の官理		保存期間を1年又は2年(まれに3年)と規定)が市区				ることも重要との指摘があったことを踏まえて記載の旨追記。
		L2273	町村ごとに異なるため、市区町村が定められることとし		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき	,	 すでに【実装すべき機能】に記載済み
		LZZIJ	画		機能」に記述すべき	,) り くに 【大衣り^へで
			1.0		準拠性の判断理由となるもの (ルールとなるもの) については「実装すべき		
1.3.8	学区管理	L2282	この場合は2.1.4の検索機能もつけること。		機能」に記述すべき	:	2 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
			履歴保持は、システム利用者ごと(ID単位)で実施でき		準拠性の判断理由となるもの (ルールとなるもの) については「実装すべき		
2.1.1	検索機能	L2324	なければならない。		機能」に記述すべき	:	2 【実装すべき機能】に「システム利用者(ID単位)ごとで」を追加
			入力の経緯等の確認の際に、入力場所がすぐ把握できる				
			ようにするため、入力場所の履歴照会機能は必要		注抑性の判除用中にもフェの(リーリトセフェの)についっけ「中サームエ		
2.2.1	異動履歴照会	L2479	届出日と処理日が異なる入力もあり、検索漏れを防ぐ必		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき	:	指摘を踏まえ、1.2.1(異動履歴)に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会
			要があることから、どちらの日付でも照会を可能にす		機能」に記述すべき		できること、を追加
			る。				
			また、3.2(異動・発行抑止)にあるように、抑止の終了		 準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装しない		3.2(異動・発行抑止)は修文漏れ。その上で3.1の【実装すべき機能】に明記さ
3.4	支援措置	L2678	日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこととして		機能 に記述すべき	:	れており、準拠性の判断に疑義は生じない。
			いる。		SANDER - HOVE / C		
			その一方で、一般市程度の人口規模の地方自治体から				
4.0.5	 世帯主変更依頼通知書	L2868	は、電話等の連絡手段を用いているとの意見もあったた		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装しない	(すでに【実装すべき機能】に記載済み
		_	め、本機能は一般市区町村においては実装してもしなく		機能」に記述すべき		
			ても良いこととする。				
			方書から住所地番を候補として選択できる機能について		Ne lie ld _ sluble vm		
4.0.7	方書入力補助	L2912	は、構成員内での議論の結果、実装していない自治体が		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装しない	:	【【実装しない機能】に明記する。
			多く、実装しなくても業務上支障がないという意見が多		機能」に記述すべき		
		1	かったため不要	l .			

		行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針	理由
			仮登録の状態で住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)の		ここでの「含めない」は仕様書のスコープ外いとするという意味にとれな		
			作成処理を不可にしたり、広域交付を発行停止にしたり		U'₀		 広域交付の考え方についても、コンビニ交付の考え方と合わせて実装すべき機能
4.0.8	審査・決裁	L2977	するという考え方もあり得るが、そういった機能はシス		画面に関するもの等が「含めない」とされるのはスコープ外と理解してい	2	に記載。
			テム的に負担が大きいため、本仕様書には含めない。				
		L3022	なお、権限及び情報セキュリティ等の観点から、履歴保		標準にしないという意味であれば、「実装しない機能」に明記すべき。		
		L3022	持は、システム利用者ごと(ID単位)に実施することと		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき		
			する (2.1 検索機能) 参照。		機能」に記述すべき		
						(1つ目) 2	2.1.1の【実装すべき機能】に記載する。
4.0.10	一括入力		現住所を直前に入力した別世帯の現住所から適用し、部			(0.55)	(4) (1) LUTTIC FT 14 L 1 L 1 L 1 L 1 L 1 L 1 L 1 L 1 L 1
		L3026	屋番号のみを変更して入力できる機能のニーズがあると		ここでの「含めない」は仕様書のスコープ外いとするという意味にとれな	(2つ目) 0	後段は既に【実装しない機能】に記載済み。
			の意見があったが、誤記への懸念等から不要とする意見		^v。 標準にしないという意味であれば、「実装しない機能 に明記すべき。		
			が多かったため、標準としては不要				
4.1.0.3	住民異動届受理通知	L3096	出力し忘れがあったときのために、処理日に限らず、後	削除	【実装しない機能】との整合性がとれてないと推察	2	 重複しているため、【実装しない機能】を削除
			日でも発行できる		削除する方向でどうでしょうか。		
			「住所を定めた年月日」は転入時には入力する必要はな				
			いため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の 証明書上も表示しない。ただし、転居していない場合の				
4111	 転入者情報入力	L3117	「住所を定めた年月日」は「住民となった年月日」と同		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装すべき	1	但し書き部分を実装すべき機能に追記
*******	THE CALL OF THE CALL	20117	じであるため、その場合、データ上は「住所を定めた年		機能」に記述すべき	_	
			月日」は「住民となった年月日」と同じ日付を保持する				
			こととする。				
1112	再転入者	L3147	入力の抑止は行わない。		準拠性の判断理由となるもの (ルールとなるもの) については「実装すべき	0	すでに【実装すべき機能】に記載済み。
4.1.1.2	丹私八 有	L3147	人 フェンチャエ は 11 4 7 な 6 、。		機能」に記述すべき		9 Cに 【大衣 9 ^ C 「
				その際、転出証明書情報は自動受	【考え方・理由】において、確実に実装されるよう、と記載がなっていまし		
4.1.1.3	特例転入	L3181	その際、入力したデータの修正が必要な場合には	信され、反映されたデータの修正	た。つまり、電子的な連携を意味すと解釈し、本仕様の目的「デジタル化に	1	【考え方・理由】が明確になるため意見を採用する
				が必要な場合には	向けた基盤整備を行う」に繋がる考え方に値し、かつ事務効率に繋がると考		
					えたため。 準構成員の中で意見があったと推察しますが、本機能が標準機能でない場		
		L3234	【実装しなくても良い機能】	【実装すべき機能】	幸 構成員の中で息見がめるたと推崇しますが、本機能が標準機能でない場合、標準機能に加えなければならない機能要件として多くの団体が仕様に追	0	原則としては、転出と併せて世帯変更の処理を行う場合も、世帯変更の処理は、
4.1.3.0.1	届出日以降の異動	L323+	AX O'S CORO MARE	LAX 7 CIMB	加するのではないか。	Ü	過去の異動日であることから、原案を維持
		L3352	住基カード保有者	住基カードまたは個人番号カード	作業が必要なため	1	意見のとおり修正
		L3332	(正至) 1	保有者			思元のこのグラー
					本件についてご検討されてきたと推察しておりますので、下記内容はあくま		
					でも参考でございます。		
			親族グループ内は、筆頭者を同じくする(※1)		ケースとして下記の場合はどうか 「夫 (世帯主)・妻・子」の三人で住民登録、記載順もこのとおりであった		
					「大 (世帝王) ・ 姜・丁」の二人で住氏豆稣、記載順もこのとおりであろた 世帯。		
					相続対策で、妻が夫親戸籍の養子縁組届出		
					世帯主と妻の関係は変わらないものの、妻の本籍・筆頭者が変わる。この場		
5.2	世帯員の並び順	L4394			合、標準仕様書案だと記載順位は、夫(世帯主⇒子⇒妻)となるのか。	2	事務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。
					また、夫親と同居し、夫親が世帯主の場合、		
					夫親父(世帯主)、夫親母(妻)、夫の妻(子の妻)、夫(子)、夫の子		
					(子の子)という記載順位になると推察する。		
					以上を鑑みると、単に続柄順で良いのではないか。		
					1番目のケース 夫(世帯主)、妻(妻)、子(子)		
					2番目のケース 夫親父(世帯主)、夫親母(妻)、夫(子)、夫の妻 (スの素) キのス (スのえ)		
5.2	世帯員の並び順	L4394	親族グループ内は、筆頭者を同じくする世帯員を…		(子の妻)、夫の子(子の子) 妻(未届)は、筆頭者が異なるので下位になってしまいます。	2	事務処理要領における世帯票の世帯員の並び順にならって修正。
3.2		L-133+	170000/7/7 ノロ116、手数日で同じくするに而見で		【考え方・理由】に「自動連携方式を想定する。 としていることから、手		ア3000年X 欧にヤロ & F中ホンド市民ソエリ政になり J (修止)
	00 - 15 1 1 1 1 1			送信データを手入力でも補完で	入力で作成しと明言するのは避けたいと考える。		
7.1.1.1	CSへの自動送信	L4692	送信データを手入力で作成し、送信できること。 	き、送信できること。	4. 1. 1. 3の特例転入のCS連携でも、自動連携方式を意識して意見を述	1	指摘のとおり修正
					べています。		
							中間サーバーへの連携については、「7.1.2.3団体内統合宛名システムとの連携」
7.1.2.1	個人番号の生成・変更・修正要求	L4793	記載なし	中間サーバーへの副本の連携	必要なため	0	において記述していることから、「7.1.2.1.個人番号の生成・変更・修正要求」で
				WL A PRESENT A STATE OF THE STA			は記述する必要はないと考える。
7.2.1	地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連	L4865	数分間隔でのFTP連携	数分間隔でのFTPなどによるファ	共有ディスクなど他のプロトコルを積極的に禁止する必要がないため	1	意見のとおり修正
			投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由	イル連携	準拠性の判断理由となるもの (ルールとなるもの) については「実装しない		
7.2.2	他業務照会	L4903	按宗惟の有無や登録年月日・抹消年月日、投宗区、事田 等のその他の事項を反映できることは不要。		準拠性の判断理由となるもの (ルールとなるもの) にづいては「美装しない 機能 に記述すべき	1	意見のとおり修正
				PDFまたはCSV形式のテキスト	PDFはデータフォーマット、CSVは書式であって、並列に書くのはおかし		
9.5	住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)	L5307	PDF又はCSV	ファイル	い。CSVファイルをPDFで出力することも原理的には可能	1	意見のとおり修正
	1		i	1			1

	行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針	理由
10.1 EUC機能他	L5485	なお、EUC機能を使用する際に、オンライン処理に影響が出る場合は、アラートを表示することも検討したが、 実装すべき機能としてオンライン処理に影響が出ないことを盛り込んだため、このようなアラートの表示は不要と整理した。		準拠性の判断理由となるもの(ルールとなるもの)については「実装しない機能」に記述すべき		2 【考え方・理由】を削除
10.7 印刷	L5764	外字等を入力するためにコピー・貼り付け機能を多用している地方自治体もあるため、端末のセキュリティを確保した上で標準案に盛り込むこと。		不明		盛り込むこととした、の誤り。また、前段落のアクセスログについては削除漏れ のため併せて修正
第4章 様式・帳票要件						
第5章 データ要件						
30.2 文字	L7314 L7322	氏名	氏名等	脱字		1 意見のとおり修正
第6章 非機能要件						
第7章 用語						

							少ろ負付 2
	該当項目	行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針	理由
1章 :	本仕様書について						
2	目的						
		L567	制度改正時は、関係者の関与の下、標準仕様書を更新し(※)、それ	(この文の後に追記)	既存機能に係る制度改正だけでなく、新たな分野で標準を追加するケースがあると想定します。		
			に基づいてベンダがクラウド上で一括してシステムを更新し、制度改	また、自治体行政のデジタル化に寄与する総合窓口等の新たな仕様の標	5		プレダカップ・ション 知序のエト 明ウナファレナノ がたかは後が開放された場合
	(3) 想定する利用方法		正のたびごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行わな	準化が必要になった場合も、同様に標準仕様書を更新する。			で指摘を踏まえ、制度改正に限定することなく、新たな技術が開発された場合
			くても対応できるようにすることも想定している。				タル化の進展等に併せて標準仕様書を更新することを記述する。
3	対象						
		L631	以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズ	(「画面要件」の後に追記)	操作性は標準を定めるのが困難であり、また、標準仕様策定後のベンダーの競争領域であると考え		操作性要件については、原則として規定しないこととし、「ヘルプやガイドの身
	(3)対象項目		の発生源になっている場合等についてはこの限りでない。	・ヘルプやガイド等、業務実施に必須ではないが操作性を向上する機能	ます。		2 内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能」と修文する。なお、
	(3) 对象项目		・画面要件				プ機能については、10.5に記述あり。
							プ (成形に ブ い C は、10.5に 耐火 の グ 。
3章 🛊	幾能要件						

	住民データ						
1.1.1		1 986	・転入前住所(国外を含む。)	・転入前住所(国外を含む。)。転入前住所コード及びその郵便番号	住民基本台帳ネットワークに転入通知情報を送信する際に住所コード(転入前住所コード)が必要		
11111	H-17(IIX)	2555	THE COLUMN THE PARTY OF THE PAR	THE THE STATE OF T	です。また、転入前住所別の統計を取る等の処理時に必要となります。		1 意見のとおり修正(転入前住所の住所コードとして記載。)
		L990~991	・当該住民票を削除した事由、転出により削除した旨	・当該住民票を消除した事由、転出により消除した旨	・住民票を除票にするのはは削除ではなく消除です。		1 意見のとおり修正
		L992	・転出先住所(予定)及びその郵便番号		・住民基本台帳ネットワークに送信する際に住所コード(転出先市町村コード)が必要です。		
					また、転出先別の統計を取る等の処理時に必要となります。		1 意見のとおり修正
		L993	・転出先住所(確定)及びその郵便番号	・転出先住所(確定)、転出先住所(確定)コード及びその郵便番号	・転出先別の統計を取る等の処理時に必要となります。また、連携する各種システム(納税関係シ		
					ステム、選挙システム)にて本人や世帯主宛の郵送物や転出先市区町村への通知書・照会書を送付		1 意見のとおり修正
					する際に必要になります。		
		L1013	転入と同時に婚姻した場合の旧氏	L 転入と同時に婚姻した場合の <mark>旧姓</mark>	制度上の旧氏なのか、単なる旧姓なのか判別できるようにすべき。		0 B類型として記載する事項であるため。
		L1013	転入と同時に婚姻した場合の旧氏	(削除する)	「1.1.14備考」の「婚姻前の氏」と重複するため不要である。		1 B類型として記載する事項であるため。
		L1017	· 小学校区、中学校区	· 削除	・小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することいなりますが、転入学通知の標準実装に		
					反対です。理由は7.3.1に記載します。		1 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
1.1.2	外国人住民データの管理	L1034	(記載なし)	「通称の記載及び削除に関する事項」を記載する。	転入の際、転出証明書に記載された通称の履歴を登録する必要がある。		0 異動履歴で管理するため
		L1056	旧外登法による登録年月日	(削除)	当該項目を管理する理由が見つからない。不要では?		0 他業務連携に必須とのアプリック意見を踏まえ記載した。
		L1085~1086	・当該住民票を削除した事由、転出により削除した旨	・当該住民票を消除した事由、転出により消除した旨	・住民票を除票にするのはは削除ではなく消除です。		1 意見のとおり修正
		L1111	・小学校区、中学校区	・削除	・小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することいなりますが、転入学通知の標準実装に		
					反対です。理由は7.3.1に記載します。		1 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
1.1.5	除票	L1291	特別養子縁組の場合に養子の除票に係る転出先の住所を空欄にできる	転出の際に転入先で特別養子縁組の届を出す申出の場合、養子の除票に	転出先の住所を空欄にすべきタイミングが示されていないため。		
			こと。	係る転出先の住所を空欄にできること。			2 特別養子縁組の成立に伴う転出の場合に、を追加
		L1300	消除後150年を経過するまで、除票用データベースにおいて管理するこ		150年過ぎた場合はデータから削除すべきとも読み取れるが、その点が明記されていないので、記載		797-14-0-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
			٤.		した方がよいと考える。		現行法令に基づき150年保存されればよく、その後の保持・削除等については規0
					(150年過ぎても保持しておいてもよいと考える。)		l'o
		L1527	なお、失踪宣告の取消し等によって、住民票の消除を取り消す場合	削除	民法第31条の失踪宣告の取消しは、間が7年以上経過しており、居住実態があったとは考えにくいで		
			は、「4.6 異動の取消し」によることとなる。		す。また、除票は5年経過したら除票用データベースに移るため、取消し対象とはなりません。死亡		失踪宣告の取消しで居住実態があった事例もあること、4.6.0.1で除票も取消しの
					からの取消しと同様に、居住実態や理由を確認した上で、職権記載するのが正しい事務と考えま		U となっていること、職権記載ではなく異動の取消し(増)が正しい取扱いである
					す。		
1.1.6		L1546	戸籍の表示	・本籍、筆頭者	・1.1.1、1.1.2に「戸籍の表示」という項目が定義されていないので、項目名を合わせるべきと考え		
	ntn 188			・氏名を【空欄と許容しない項目】に追加した方がよいと考える。	ేం.	(1つ目)	2 意見を踏まえ、戸籍の表示(本籍・筆頭者)と記載
	空欄				・通常業務では氏名が空欄とすることが考えられないため、また、氏名がない場合は、業務に差支	(2つ目)	0 出生の場合には氏名について空欄が許容される。
					えが生じると想定される。		
1.1.8	左 B D 办签 III	L1624	暦上以外の年月日(例:うるう年でない年における2月29日)	うるう年でない年における 2 月29日	暦上以外の年月日とすると、許容する範囲が明確でないと考えるため		0.【老子士 四十】广马井の屋川 三族の四切」、广淮地士でもの
	年月日の管理	L1638			(2/30、4/31等もOKか?)		0 【考え方・理由】に記載の通り、戸籍の取扱いに準拠するもの。
1.1.15	支援対象者管理	L1839		削除	支援措置管理対象者については、住民記録内だけでなく他業務にも影響があることから住民記録システ		
					ムとして管理する項目を規定するのは適切ではないと考えます。(住民記録システムとして実装すべき機		0別システムとしてデータベースを構築することも可能としていることから対応し
					能が3章以降に記載されており、その記載で充足しているという考えです。)		
		L1883	・戸籍の附票の写しの交付(本籍、前本籍、前々本籍等)	・戸籍の附票の写しの交付(本籍、前本籍、前々本籍等 最大5箇所)	除票150年になると、通知先本籍が限りなく増えていきます。上限を決めて頂けると大変助かりま		0 28 to 1 to 1 to 1 to 2 to 1 to 1 to 1 to 1
					す。		0 通知先の上限を定めることは困難。
1.1.17		L1945	なお、ふりがなについては、ひらがな又はカタカナのいずれで管理し	なお、ふりがなについては、ひらがな又はカタカナのいずれで管理して	住民基本台帳ネットワークでは、単純にひらがな変換しているのではない為、誤解を招かない、ま		
	ふりがな			もかまわないが、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークにの仕			1 意見のとおり修正
			こと。	様に合わせて送信できること。			
1.2	異動履歴データ						
1.2.2	異動事由	L2045~2078		※適切な異動事由をご検討いただきたい。	①「転出取消」と「転入通知受理」は必要と考えます。これらの異動にマッピングできる異動事由		
					がない。※転出取消は住民票写しに異動履歴を記載すると想定した場合。		①転山取消については異動の取決! (増) に1 ※加乗用については異新して
					②住民票記載事項項目でないデータを修正するための異動事由が必要と考えます。※郵便番号や学		①転出取消については異動の取消し(増)、転入通知受理については異動では
					校区などを修正する異動事由。		②住民票記載項目でない修正については異動事由ではない。
					③「20.0.3異動履歴の記載」のL6227~6229(性別変更、特別養子縁組)に対応する異動事由の記載		0 ③性別変更については明らか。養子縁組についてはB類型と併せてチェック可能
					がない。住民票写しに記載する異動履歴なのか否かが判定できない。		よう1.1.14を修正。
					④「20.0.4異動履歴の記載の修正」のL6396~6413(例4)に対応する異動事由の記載がない。遡り		④異動事由としては誤記修正につきるため修正しない
					の誤記修正なのか最新データに対する誤記修正なのか判定できない。		
		L2056	・国内転入	・国内転入(出生転入を含む)	・出生転入を転入扱いすることがわかるようにしていただきたいです。		242110#3+##################################
							24.2.1.1の考え方理由に記載の内容について、4.1.0.1の実装すべき機能にも記載。
		L2065	・再製	・削除	・住基法における再製というのは存在するのでしょうか。令12条に基づく職権記載と同義になると		0人16久に亜制は担党されていて
		L2077			考えます。		0 令16条に再製は規定されている。
		L2066	・異動の取消し(増)	・異動の取消し(増)(例:虚偽・錯誤・誤処理による職権回復等)	・事務がわかるように例をつけていただきたいです。		1 音目のとおり修正
			I and the second				1 意見のとおり修正
		L2075	- 職権消除	・職権消除	・失踪の届出というのは法令上存在しません。蒸発による申出は不現住職権消除が該当します。		
		L2075	・職権消除 (例:実態調査、失踪の届出に基づく職権消除等)	・職権消除 (例:実態調査に基づく職権消除等)、失踪宣告	・失踪の届出というのは法令上存在しません。蒸発による申出は不現住職権消除が該当します。 失踪と失踪宣告は異なります。民法30条に基づく失踪宣告 (死亡と見なされる) は別であるべきと		の戸籍法94条の規定により、失踪宣告の届出がされた旨、住所地市町村に通知さ
		L2075					の 戸籍法94条の規定により、失踪宣告の届出がされた旨、住所地市町村に通知され とをもって職権消除され、失踪宣告をもって職権消除されるものではない。
		L2075			失踪と失踪宣告は異なります。民法30条に基づく失踪宣告(死亡と見なされる)は別であるべきと		戸籍法94条の規定により、失踪宣告の届出がされた旨、住所地市町村に通知されるとをもって職権消除され、失踪宣告をもって職権消除されるものではない。
		L2075			失踪と失踪宣告は異なります。民法30条に基づく失踪宣告(死亡と見なされる)は別であるべきと 考えます。戸籍があって国内のいずこかで存命している職権消除と、裁判所手続を経て戸籍も死亡		01

該当項目	行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針 理由
以当模目	付番号 L2098	修正則 ・異動の取消し(修正)	・異動の取消し(減)(例:虚偽・錯誤・誤処理による職権修正等)	▶ 多務がわかるように例をつけていただきたいです。	対応方針 理由 1 意見のとおり修正
	L2108	出生、死亡の日付以外の異動日を不詳日として管理できること。	(削除)	記載誤りではないか。当章に関係ない記載であるため。	1 意見のとおり修正
1.3 その他の管理項目					
1.3.7 交付履歴の管理	L2269	なお、個人番号カードや住基カードの交付の履歴は、	なお、住民票写しの証明書広域交付の履歴は、	カードの交付履歴は通知されてきます。証明書広域交付の誤りではないでしょうか。	カードの発行状況についてはCSから取得可能であるため、考え方・理由をこれを踏まえた記載に修正
1.3.8 学区管理	L2276	1.3.8学区管理	削除	小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することいなりますが、転入学通知の標準実装に反	
	~	(No. ● ()		対です。理由は7.3.1に記載します。	
	L2283	【実装すべき機能】 小学校区・中学校区をマスタ管理・表示できること。		尚、転入学通知を実装するのであれば、次年度学区管理も必要となります。	1 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
		【考え方・理由】			1 旧未労民派にプいては、平山保育の別家外でする。 (第1章で選任)
		7.3.1の機能を実装する場合は必要。この場合は2.1の検索機能もつける			
2 検索・照会・操作		22.			
2.1 検索					
2.1.1 検索機能	L2321		検索履歴の件数を記載すべき	全ての検索履歴を保持する必要はないと考えるため、例えば、直近50件等の規定があった方がよい	2 意見を踏まえ、「一定の件数」を保持できること、とする。
	1.0450	0.1.4%	No. 17A	と考える。	Zastenaste i zeritas entra ce acet e / as
2.1.4 学区検索・学区表示	L2453 ∼	2.1.4学区検索・学区表示 (No. 30・31(検索・照会/学区検索・学区表示))	削除	小学校区、中学校区を転入学通知のために保持することいなりますが、転入学通知の標準実装に反対です。理由は7.3.1に記載します。	
	L2462	【実装すべき機能】		尚、転入学通知を実装するのであれば、次年度学区管理も必要となります。	
		入力した住所地に応じて小学校、中学校の表示ができること。			
		小中一貫校・中高一貫校の前期3年間に対応した学区表示ができるこ			1 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
		د. المراجع المراجع			
		【考え方・理由】 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、住所異動による学区の			
		表示は窓口案内で必須な機能である等の理由から、本機能が必要との			
		意見が多数であったため、実装すべき機能とする。			
2.2 照会					
2.3 操作					
3 抑止設定 3.3 消除対象者記載	L2625		当院された世帯構成員が再転入して別世帯となった場合は、世帯確認面	「4.1.1.2 再転入者」の項目で、再転入者は宛名番号を引き継ぐとされていることから、再転入し	
3.3 /月別(入13(八日 前0 年)	12023		面等から表示されなくなること。	た場合、除票は再転入者に紐づくため、転出時の世帯では表示されなくするべき。	0 ご指摘の場合については別世帯で表示されるべきことは疑義がないと考えられる。
4 異動					
4.0.3 異動日·処理日	L2841~2842	【考え方・理由】	(削除)	削除漏れと考える。	1 意見のとおり修正
4.0.8 審査・決裁	L2937			・仮登録中の状態をコンビニ交付システムや他業務に通知すると、多大な電文量が発生します。こ	**************************************
	~ L2939	明書コンビニ交付において、仮登録中及び仮登録前のデータに基づく 証明書を発行できないようにする	コンピニ父付において、仮登録中のテータに基づく証明書を発行できな いようにする(仮登録前のデータに基づく証明書を発行するようにす	れは前版のとおり、仮登録前のまま発行されて問題ないと考えます。	1 意見を踏まえ、「仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。(仮 登録前のデータに基づく証明書を発行するようにする。)」に修正。
	L2939	証明音で先1] じさないようにする	る)。		豆球削のチーダに差 ノ、証明音を光1] するようにする。)」に) に
	L2963	・コンビニ交付においては、仮登録状態のデータがある場合は、仮登	· 削除	・「仮登録前の情報についても発行不可としているため」とありますが、していません。そのよう	
	~	録前の情報についても発行不可としているため、取扱いを合わせるた		なインタフェースも存在しません。	
	L2967	めに、住民記録システムや他業務システム、また、証明書コンビニ交		前項のとおり、仮登録中の状態をコンビニ交付システムや他業務に通知すると、多大な電文量が発	1 上記に合わせて修正。
		付のいずれにおいても、仮登録状態のデータがある場合の証明書発行 はできないこととする。		生します。	
4.1 届出					
4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	L3045	市区町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出があつたと	市区町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出があったとき	誤字	1 意見のとおり修正
		きは、	lt.		1 ぶんりにも 7 ドラエ
4.1.0.3 住民異動届受理通知	L3069		転入・転居・転出・世帯変更の異動において	住民異動届受理通知の出力対象異動が総務省殿の事務連絡で示されている通り、対象の異動事由も 記載した方がよいと考える。また、上記、異動事由以外の時に発行できることを【実装しない機	転入届、転居届、転出届(特例転出を除く。)及び世帯変更届、並びに転出証明書に
				記載した力がよいと考える。また、工能、共動争由外外の時に充行できることを【失表しない版 能】に追加すべきと考える。	準ずる証明書を交付する場合の手続において、を冒頭に追記
	L3074	出力内容は届出年月日、異動事由、届出人氏名、異動者氏名及び受理	L 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した	住民異動届受理通知を届出者に送付したのでは虚偽届出を検出できないので意味がありません。	「住民異動届審査時における本人確認の取扱いについて」(平成17年2月23日総
		した旨で、宛先は異動前住所・届出者本人とすること。	旨で、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。	L3076と間違えて修正されたのではないでしょうか。	行市第175号)による。
4.1.1 転入					
4.1.1.2 再転入者	L3146	3情報(氏/名・性別・生年月日)	2情報(性別·生年月日)	氏名をAnd条件で含める場合に、漢字の文字コードが違い、抽出されないおそれがあるため	2 3 情報 (氏名・性別・生年月日) のうち、2 つ以上の情報が一致した場合にアラートをかけるよう修正。
	L3127	在留カード又は	在留カード番号又は	項目名の曖昧性の除去のため。	1)意見のとおり修正
4.1.1.4 未届転入	L3192			は 未届地が複数あっても住民票上直近のものを記載することは明記されましたが、それ以外の取り扱	
		載し、その末尾に(未届)と記載すること。最終登録住所地は備考に		いを記載する必要が有ると考えます。7.1.1.1 CSへの自動送信でも特段記載されておりません。今	2 4.2.1.1の記載ぶりと統一を図る。なお、7.1.1.1については記載済み。
		任意記載項目としてとして入力できること。	記載項目としてとして入力できること。	後各自治体より質問が発生すると想定します。	
4.1.2 転居			未届地が複数存在した場合の取り扱いは		
4.1.3 転出					
4.1.3.0.1 届出日以降の異動	L3231	住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出	(削除)	継続利用の希望は、転入先で確認すべき事項のため、転出市町村での調査は不要と考える。	O APPLIC意見を踏まえ追記することとした。
		証明書に記載できること。	and the second s		VINII LIU芯光で阻よん思記りなこととした。
	L3231~3232	住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出 証明書に記載できること。	(削除)	ニーズが不明。自治体構成員様の意見を確認していただきたい。	0 APPLIC意見を踏まえ追記することとした。
	L3231	住基カード保有者の転出においては、継続利用の有無を入力し、転出	個人番号カードまたは住基カード保有者の転出においては、継続利用の	記載漏れ	1 意見のとおり修正
		証明書に記載できること。	有無を入力し、転出証明書に記載できること。		1
4.1.3.0.2 転出先入力	L3255-3256	転出先住所(予定)の情報が入力でき、都道府県だけでの入力及び市			
		区町村だけでの入力にも対応できること。	できること。	以前、「沖縄県へ行く予定だが、どの市町村に住むかは決めていない。県まで入力する方法はないか?」と市町村より問い合わせがありました。しかし、住記ネットで転出情報をやりとりしている	1 意見を踏まえ修正(元に戻す)
				が?」と中町村より向い合わせがありました。しかし、住記不ットで転出情報をやりとりしている 現在では、県迄の入力ができない事から、実現不可の機能であるため。	
	L3255	都道府県だけでの入力	(削除)	果だけを指定すると、転出証明書情報送信時にエラーとなるため、不要と考える。	1 意見を踏まえ修正(元に戻す)
4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受	L3420	CSから受信した転入通知書を基に、住所辞書を用いて、転入先住所の		転入先住所⇒転出先住所の誤り。	1 意見のとおり修正
理		郵便番号を登録できること。	郵便番号を登録できること。		1/0/0/7 4 17 / 17 44
4.1.4 世帯変更 4.2 職権					
4.2.0.1 職権による住民票の記載等	L3647	また、出生等により前住所地が存在しない場合は「空欄」とするこ		この記載では解釈がぶれます。	
		٤.		「空欄」という文字を入力するのか、空欄なのか。前者であれば、「「空欄」と入力するこ	1 「空欄とすること」に修正
				と。」、後者であれば「空欄とすること。」としてほしい。	

						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
該当項目	行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針	理由
4.2.0.5 申出を受けた職権記載等	L3617	システム上それがわかるようにすること。		異動事由として区別をしないとのことだが、具体的に、何でわかるようにするのか例を出していただきたい。別の区分を用意するという考えで問題ないか。(「それ」を具体的な言葉で書いた方がよいと考える。)	1 「システ	F ム上、申出を受けて行ったことがわかるようにすること。」に修正
4.2.1 職権記載						
4.2.2 職権消除						
4.2.2.2 失踪	L3741 ~ L3749	4.2.2失踪 (No. 139 (失踪/異動条件)) 【実装すべき機能】 失踪の処理においては、異動事由として、1.2.2に規定するもののうち、職権消除等を入力できること。 【考え方・理由】 失踪の処理について、本仕様書では、1.2.2異動事由に記載の通り、職	4.2.2.2失踪宣告 (No. 139 (失踪/異動条件)) 【実装すべき機能】 失踪宣告の処理においては、異動事由として、1.2.2に規定するもののうち、職権消除等を入力できること。 【考え方・理由】 失踪宣告の処理について、本仕様書では、1.2.2異動事由に記載の通	失踪(蒸発の意)と失踪宣告を混在していないでしょうか。失踪による申出は不現住職権消除が該当します。 失踪と失踪宣告は異なります。民法30条に基づく失踪宣告(死亡と見なされる)は別であるべきと 考えます。戸籍があって国内のいずこかで存命している職権消除と、裁判所手続を経て戸籍も死亡 と見なされ、日本国籍がなくなっている失踪宣告は意味がことなります。		すべき機能】を、「失踪届に基づく本籍地市区町村からの法第9条第2項の通 J、職権消除できることとし、異動事由として、職権消除等を入力できるこ に修正
		権消除等として扱うこととしている。	り、職権消除等として扱うこととしている。			
4.2.3 職権修正						
4.2.3.0.1 修正	L3758	また、ふりがな、続柄及び性別については空欄への修正もできること。		修正前欄に記載のこの行の要件についての【考え方・理由】を記載してほしい。必要性が不明のため。	2 該当部分	うを削除
4.3 住民票コードの異動						
4.5 外国人住民のみに関係する異	動					
4.6. 異動の取消し 4.6.0.1 異動の取消し	L4217	(追加)	なお、①については職権回復・転出取消、②については職権消除、③に ついては職権修正の処理の中で、取消を表す情報を補足する形でもよ	既存の処理の組み合わせによる操作での実現も許容してほしい。	0 APPLIC	意見として提示されたものを受けての検討結果であり、原案を維持する。
4.6.1 (申出による) 異動の取消し						
5 証明						
5.1 証明書記載事項	4318~4319	なお、認証文を印字する最終ページの判定には、通称記載削除事項の ページを含まない。	なお、別紙により通称記載削除事項を出力する場合は、別紙を含めた最終ページに認証文を出力すること。	通称記載削除事項も住民票写しとして証明していることから、これらを含めた最終ページへ認証文を出力すべきと考えます。	1 意見のと	ごおり修正
5.5 発行番号	L4481-4482		·	発行番号は、全庁や支所単位に連番を付していたが、プリンター単位に番号付す仕様とする事で問題ないか?番号はサーバー側で付してプリンターへ送信するので、部数やタイミングによって、逆転する可能性もある。また、出力機器を特定できない場合は、空欄可としているため、仕様として迷う。	1 意見のと	こおり修正
6 統計 6.1 統計	L4609	(記載なし)	「件数等の集計値の算出と、その集計値の根拠となるデータを出力できること」を記載する。	住基ネットでの集計値などと結果が異なった場合、根拠データを確認することで、異なった原因を 短時間で突き止めることができるため。	2 統計機能	能に根拠データの出力等の検証機能も含むことを記載。
7 連携 7 1 0 0 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
7.1 CS連携・番号連携 7.1.1 CS連携						
7.1.1.1 CSへの自動送信	L4671~4681	「自動送信」の文言	「送信」に変更	L4677に「送信方法(回線や媒体)や送信のタイミングは定めない」とあるため、「自動」の文言は記載しない方が良いと考える。	0 ングは定	して自動送信を想定しており原案を維持する。自動送信に当たり、そのタイミ をめることはしないこととし、また、手入力による補完も排除しておらずその まも定めることとはしないが、異動の時系列を担保することは求めることとす
7.1.1.2 整合性確認	L4713	定期的に	削除	実務上は定期的に確認することになるが、システム上で自動で確認するような機能が連想されるため、不要と考える。	0 システム	いにより定期的に確認するような機能を想定している。
7.1.1.4 カード管理システム連携	L4782	「自動送信」の文言	「送信」に変更	L4677に「送信方法 (回線や媒体) や送信のタイミングは定めない」とあるため、「自動」の文言 は記載しない方が良いと考える。	0 原則とし	して自動送信を想定しており原案を維持する。 (2つ前の項目と同じ)
7.1.2 番号連携						
7.2 庁内他業務連携						
7.3 他業務関係						
7.3.1 転入学通知等	L4986			L5974で入学通知書は【実装しない機能】として定義されている。転入学通知書と入学通知書の違いとして、異動毎に出力か年度一回の一括発行する帳票かの違いと考えるが、明確に帳票の定義をした方がよいと考える。	2 他業務関	関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
9 パッチ	L4986 ~ L4995	7.3.1転入学通知等 (No. 62 (証明発行/就学通知)) 【実装すべき機能】 日本人・外国人で、学齢児童が校区変更を伴う異動をした場合、転入学通知が出力できること。 【考え方・理由】 構成員・準構成員に意見照会を実施した結果、窓口案内で必須な機能である等の理由から、本機能が必要との意見が多数であったため、実装すべき機能とする。	削除	他業務関係の中で唯一存在していることに大変な違和感を感じます。印鑑事務ですら標準化の対象外にしているのに、転入学通知が含まれるのは誤りではないでしょうか。ニーズの多さという意見とは別に一貫性がありません。 転入学通知は管轄省庁も異なり、市区町村の教育委員会という別組織で規定されるルール・様式があります。様式の標準化自体が住基の枠では決めることはできないため、カスタマイズの温床になるだけではないでしょうか。	2 他業務関	関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)
9.2 異動・発行抑止対象者	L5249	発行抑止対象者一覧表を作成できること。	発行抑止対象者一覧表を把握できること。	帳票でなくCSV等でも可と考えるため	2	と作成する」に修正
9.3 除票用データベースへの移行		5年を経過した除票について、住民記録システムデータベースから除	5年を経過した除票について、世帯票/個人票に関わらず住民記録シス	システム切り替え時に発生する一括改製の場合、改製原システムを用意し旧様式を担保することに 多大なコストがかかります。特に世帯票から個人票への移行については顕著です。 除票用データベースの役割として、5年を経過しない改製原も市町村の任意で移行できると移行コス トが大幅に削減できます。	0 - 括改製 する。	製については標準システム移行後は発生しないと考えられるため原案のままと
9.8 出生経過滞在者	L5392	E U CEUC	EUC	誤字		ごおり修正
	L5392	E U C EUCで対応可能であり、	EUCで対応可能であり、	誤記	1 意見のと	ごおり修正
10 共通			Challes	The state of the s		
10.7 印刷 11 エラー・アラート項目	L5744	ハードコピーのマスク化機能及び	(削除)	マスク化機能は不要。フィージビリティに懸念がある。	1 実現可能	E性への疑義が提示されたことから削除。
11.1 エラー・アラート項目 11.1 エラー・アラート項目	L5856	11 世帯主が複数人存在する場合		施設等の場合、世帯員の続柄を全員「世帯主」と設定しているケースがあるので、考慮が必要。	0 世帯主を	を複数人設定することは運用誤りと考えられるため、原案を維持
				<u></u>		

Manual	該当項目	行番号	修正前	修文案	修文の理由	対応方針 理由
20		5859	なお、外国人にちてはミドルネーム	なお、外国人についてはミドルネーム	誤記	1 音目のとなり修正
Manual						1 忌光のとわり修正
1	94章 様式・帳票要件					
### 1995	20.0.1 様式・帳票全般	L5937	仮登録内容の確認用帳票	(実装すべき帳票に移動)	4.0.9で、入力確認を確認用帳票で実施させることになっているため、必須機能と考える。	1 意見のとおり修正
### ### ### ### #### ################		L5914 L5915 L5918 L5921 L5954 L5955 L5957 L5958 L5966 L5972 L5975	・転入通知未着照会書 ・転入通知未着者一覧 ・職権記載等通知書 ・転入学通知書 ・特別永住者証明書未切替通知書【P】、特別永住者証明書切替通知書【P】、特別永住者証明書切替通知書【P】、特別永住者証明書切替通知書 (P】・汎用窓空封筒用通知書・送付先情報突合結果通知・住居表示のお知らせ・区画整理のお知らせ・戸籍附票照会書	削除	・事務の目的からいえば戸籍附票照会書と同じです。住基ネットで転入通知が行われる現在において、郵送事故等で転入通知が届かないことはほとんどありません。戸籍附票照会をする方が合理的ですので、戸籍附票照会を削除するなら転入通知未着照会書も削除する方がよいと考えます。 ・内部帳票に該当します。標準化対象外となるはずです。 ・事務処理要領にもない事務です。先に事務を規定するべきと考えます。 ・7.3.1 転入学通知等に記載したとおりです。住基法の枠で様式を標準化することはできません。 ・8.3 特別永住者では実装してもしなくてもよい機能となっているのに、帳票は【実装しない機能】に含まれるのは誤っていると考えます。 ・総合窓口的な機能はまだ議論の余地があるため、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・既存住基システム改造仕様書(J-LIS)で規定されている文書です。【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・総合窓口的な機能はまだ議論の余地があるため、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・総合窓口的な機能はまだ議論の余地があるため、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 ・転入通知未着照会書があるなら、こちらも実装を標準化した方がよいと考えます。 ・転入通知未着照会書があるなら、こちらも実装を標準化した方がよいと考えます。	(1つ目) 転入通知未着照会書
Page			変更したものとして、履歴を記載すること。 20.0.3 (異動履歴の記載) により住民票の写し等の証明書に記載される 異動履歴については、修正できること。 その場合、1.2.1 (異動履歴の管理) により管理される異動履歴と別		票につき標準化は不要ですが、【実装しない機能】には含めない方がよいと考えます。 実際に氏名の記載が変更になったわけでなく、婚姻した旨については少なくとも筆頭者の変更に よって判別できると思われ、不要と考えます 住民票の写し等に記載される異動履歴と、異動履歴の管理で管理される異動履歴を別に管理する場 合、管理項目が増え、煩雑になる可能性が大きい。 住民票の写し等に記載する異動履歴と、異動履歴の管理で管理する異動履歴は同一管理とすべきと	→ 9.7を踏まえ、【実装すべき機能】とし、様式も追加する (9 つ目) 戸籍附票照会書 → 転入通知未着照会書とは目的を異にするものであり、取扱いを揃える必要は無い。 (10個目) 入管庁通知情報特別永住者保留リスト → ご指摘を踏まえ、【実装してもしなくても良い機能】とする。 先日のAPPLIC TFからも御意見を頂き、戸籍上、氏が変更したものとして扱われることを法務省に確認した上で、履歴を記載することとしたもの。
ASSP	20.1 徐尼亚の尼上笠	1.6500	こと。	<u>ま</u> 1 並分で (PM を全す。)		1 がお窓のレシリ放工ナフ
변 등						1 ご指摘のこわり修正する。
特別	20.1.1 住民宗の寺し	L0545			付ける場合は、日付の印字方法をどのようにするか、明記しておかないと、パラバラになる可能性があるため。 ※過去実際に、生年月日 2日生まれの人が、1を書き足して、12日とし、ブラックリストの照合を回避して、お金を借りた事件が某市でありました。交付のログがあり、市が訂正していない事が	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1.3 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		L6490	・旧氏	・旧氏(日本人住民のみ)		1 ご指摘のとおり修正する。
1301 世代のの状態の対し 1301				· ·	誤記	
公式 (記述 大学会の日表示の高来を指摘ないことを注明する。)					(国外含む、の旨を削除する際の誤りと思われる)	2 (国外を含む) 」と表記すべきところ、反映かできていなかったもの。
20.14 ***********************************	20.1.3 住民票の除票の写し	L6651-6652			住民票(原票)に記載し、改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、特別な事由の履歴は記載しないようにする。 治体側の判断で記録している内容を、証明しないようになる。 原本と相違する内容を証明する事となるが。認証文はこのままで良いか?※以前にも、確認しまし	0 住民票の写しには、原本の内容がそのまま全て表示されるわけではないことから、原 家を維持
□ お客部すること、ただり、世際については、記載任格とすること、 ・本語でいては実際により、公園ののの地方でもようとかできることとができることとできません。 ・ (実装しない機能に以下を重数)対象基準注象 21.2 未付き組織を受験することとができることとできません。 ・ (実装しない機能に以下を重数)対象基準注象 21.2 未付き組織を受験がなくなっているため。 ・ (実装しない機能に以下を重数)対象基準注象 11.3 未代用証明を発 「できること。 ・ (実装しない機能に以下を重数)対象基準注象 11.3 未代用証明を発 ・ (することを発表している。 (1つ目) は、20.1.4の【実実下る機能と連載み下のか、選供表でもある。機能をご覧することとできません。 (2つ目) 異例と、本語の同様のかの比すら機能を対するの表しまりでは、表面の関係のみ出する機能を連載することとできません。 (2つ目) 異例と、本語の同様のかの比すら機能を対するの表しまりでは、表面の関係のみ出する機能を連載することとできません。 (2つ目) 異例と、本語の同様のかの比すら機能でが可能について、実装しいで機能では可能ができます。 ・ (3つ目) り間とこれを行いている。 第20月 は、20.1.4の【実装下へき機能】にかいて、住民罪犯職項目のお出する機能を連載することとできません。 (2つ目) 異別と、本語の同様のから出する機能ではあっても、まのがはの機能ではあっても、まのがなの避難がない場合。(限つ一ドにも必然的に避乱したり来となるのでしょうか?報出国明常 に無い場合は、住民報題のひみ力けると概でを含むしている。 (3つ目) は、20.1.4の【実装下の場由」にも応むする。 ・ 3.9がなの避難がない場合。(限つ一ドにも必然的に避乱したい事となるのでしょうか?相出国明常 に無い場合は、住民報題ののみ力が考えま。 (3つ目) 対象主を対象を必要しません。 (3つ目) があいまを地向するとと をかいなの確認が必要にない、信息を機能の手限が始まます。 ・ 3.9がなの課題が必要にない、信息と関係の手限が始まます。 ・ 20.5.1 表人選出来音子を 20.5.1 表 (報) 入学商知書			住民票の除票の写し(世帯連記式を除く)のレイアウトの考え方	住民票の除票の写しのレイアウトの考え方	連記式は対応しない旨を明記しているので、「連記式を除く」旨は不要と考えます	1 ご指摘のとおり修正
に無い場合は、住民異動層の記入内容と合わせて、受付をしている現在は問題ないのですが、書かせない窓口を目指している自治体にとって、せっかくQRコードを読み取っても、ふりがなだけは住民の確認が必要になり、住民と職員の手間が増えます。 20.5.5 転入通知未着者一覧		L6625		必ず表記すること。ただし、性別については、記載は任意とすること。 ・本籍については選択により、都道府県のみ出力することができること。その際、項目名は「本籍(都道府県のみ)」とすること。 ・(実装しない機能に以下を追記)労働基準法第 111 条代用証明を発	事務へ対応するため、当該機能は必要である。 ・記載事項証明書の本籍は都道府県名のみ出力する機能の記載がなくなっているため。 ・用語集には記載があるが、本編中の記載がなくなっているため	(1つ目) 0 は、20.1.4の【実装すべき機能】において、住民票記載事項証明書の記載項目を任意 (2つ目) 1 選択できる機能を記載済みであり、当該機能で対応可能と考える。 (3つ目) 1 (2つ目) 実例上、本籍について、都道府県名のみ表示することも許容されており、 修正意見を踏まえ、都道府県名のみ出力する機能を記載する。 (3つ目) 労働基準法第 111 条代用証明に関するご指摘について、実装しない機能に
20.5.7 支援措置期間終了通知 L6881 以下を削除 住民記録ジステムとして実装すべき機能を実現するにあたり、必須の管理項目でないため、出力不要と・支援措置の範囲・・支援措置の範囲・・支援措置の範囲・・対して支援実施中の者 支援措置にあたり必要な項目と考えられることから、原案を維持することとし、当該の管理項目でないため、出力不要と・・支援措置の範囲・・対して支援実施中の者 支援措置にあたり必要な項目と考えられることから、原案を維持することとし、当該ので理項目でないため、において住民記録システムにおいて管理する。 20.5.11 転 (編) 入学通知書 L6914~ L6923 と0.5.11転 (編) 入学通知書 (協) 入述 (協)					に無い場合は、住民異動届の記入内容と合わせて、受付をしている現在は問題ないのですが、書かせない窓口を目指している自治体にとって、せっかくQRコードを読み取っても、ふりがなだけは住民の確認が必要になり、住民と職員の手間が増えます。	
20.5.11 転 (編) 入学通知書 L6914~ L6923 20.5.11転 (編) 入学通知書 20.5.11転 (編) 入学通知書 と1.0.1 転 (編) 入学通知書 1.0.1 転 (編) 入学通知書 20.5.11転 (編) 入学通知書			(レイアウト)	DIT + WIRA		0 掲載する者についても「個人番号」を記載することとしていることから、原案でも転 入者の検索は容易であると考える。
2 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1草で整理) L6923				・支援措置の範囲	考えます。	2 項目については1.1.15(支援対象者管理)において住民記録システムにおいて管理すべ
	20.5.11 転 (編) 入学通知書 第 5 章 データ要件		20.5.11転(編)入学通知書		7.3.1 転入学通知等に記載したとおりです。住基法の枠で様式を標準化することはできません。 	2 他業務関係については、本仕様書の対象外とする。(第1章で整理)

該当項目		修正前 ・具体的には、例えば、標準データ構造に従った最新のデータを一	修文案 ・具体的には、例えば、他のベンダーから別のベンダーにパッケージシ	修文の理由 レこの「例えば」は、システムを他社に移行する場合と拝察します。	対応方針	理由
	L0336	旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、ベンダの既存パッケー				
			テムでベンダ独自のデータ構造を標準データ構造に従った最新のデータ			Post to a telephone of the second of the sec
30.1 データ構造		一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、標準データ構造に	に変換して出力し、移行後のベンダの既存パッケージでそれを独自の			2 実装すべき機能との平仄をとり、「例えば」の次に「他システムとの連携時やシステム ム更改時に」を追加。
		従った最新のデータを出力することも許容する。	データ構造に変換して取り込むことも許容する。			五丈以府に」で追加。
	L7003	・ なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新に しておくことが求められる。	・なお、その場合でも、システム間データ連携では標準データ構造に 従ったデータを出力できることが求められる。			
なでき 北州北西州		しておくことが未められる。	に ラ た アーヌ を 山力 じさる こと か 永め られる。			
第6章 非機能要件						
別添資料 3 - 1 を参照 非機能要件の作成方針						
	セス・システムの非機能要件	‡	【追記】ファシリティ要件については、JDCC制定の「データセンター	BCPの観点から、ファシリティ要件の記載が必要ではないか?		
の標準について			ファシリティスタンダード」を参考に基準を設定する			・標準非機能要件(案)では、BCPの観点等から復旧時間の目安等のサービス要件を
						0 定めており、その実現のための手段であるファシリティ要件について標準を定める必
						要はないことから、修正しない。
2 社会学效力地所(だり	→ @\		グループの細分化			
3 対象業務の性質(グルー	7(2)		グルークの細分化	内部情報である人事給与や財務会計と、住民サービスに直接影響する住民情報や福祉が同じグループになっているが、住民サービスを優先する観点からグループ②を細分化すべきではないか?ま		
				た、人口レンジ毎に要求グレードを細分化してもよいのでは?		・人事給与や財務会計については、標標準非機能要件の対象外であり、それらがグ
						ループ②であるかどうかを決めているものではないため、そのことを理由に細分化す
						ることにはならない。
						・現段階においては、非機能要件が人口レンジ毎に異なるものはない。
5 最新の状況等を鑑みて修	止する項目	・A.1.3.2 レベルを1下げる ・A.1.3.3 レベルを1下げる	変更なし	・A.1.3.2 12時間の停止は開庁時間まる一日で利用できないため、影響が大きすぎる ・A.1.3.3 一部機能の復旧では運用上の混乱を招く可能性がある。		「A.1.3.3」について採用。
		・A.3.2.1 レベルを1下げる		・A.1.3.3 一部機能の後日では連州上の混乱を招く可能性がある。 ・A.3.2.1 同時罹災の可能性が高く、BCPの観点で効果が薄い		(詳細は、それぞれの項目で説明)
以下、別添資料3-2を参照						
非機能要求グレード活用シート		I was transfer and a second and	A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O			
C.1.2.2 運用・保守性 (通常運用)	外部データの利用可	選択レベル 2	ベンダーによる提案事項	データの復旧はクラウドサービスの重要事項であり、BCPの観点から外部のデータ保管は必要。業 務復旧の観点から、アプリケーションサービスペンダーが責任をもってデータ復旧を保証する必要		ご指摘のとおり障害発生時等においてアプリケーションサービスベンダーは責任を
(超希達用)	Δ .			がある。RPOやRTOはベンダーの提案としてはどうか?		0 もってデータ復旧を保証する必要があることから、ベンダーが守るべき標準を示すこ
						ととしている。
C.2.3.5 運用・保守性 (保守運用)	OS等パッチ4適用タ イミング	選択レベル4	選択レベル 3	アプリケーションの動作保証の観点から、緊急性の高いものに限定		
(M-1/±/II)						現在、選択レベル4を採用しているベンダも多数存在する。仮にレベル3とすると、緊
						急性の高いパッチの適用タイミングが不明確となることから、修正しない。
E.1.1.1 セキュリティ	順守すべき規程、	メトリクス説明	(4511)	IPA2018版での更新による		
(前提条件・制約条件)	ルール、法令、ガイ		・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライ			
	ドライン等の有無	・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラ	ン(総務省)			2 ご指摘を踏まえ、「メトリクス説明」部分の文章を2018年版の内容に更新した。
		イン(総務省)	・国内/海外の法律			
E.4.3.4 セキュリティ	ウィルス定義ファイル	・情報セキュリティポリシー	・資格認証選択レベル 1	番号利用事務系ネットワークであるため、手動での反映も考慮し、レベルを下げてもよいのではな		
(セキュリティリスク管			X3//	いか。		現在、選択レベル2を採用しているベンダも多数存在する。仮に、ウィルス定義ファイ
						0 ルの適用を定期保守時としてしまうと、緊急性の高いファイル適用が必要となった場
						合、タイムリーに適用できない恐れがあるため、修正しない。
非機能要求グレード活用シート	業務主管部門要求事項シー	- <u>}</u>				
A.1.3.2 可用性	RTO(目標復旧時間)		選択レベル3	12時間では丸一日使用できない		現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル1を採用するベン
(継続性)	(業務停止時)					0 ダが一定数存在することから、レベル3を採用した場合、費用の大幅な増大につながる
A.1.3.3 可用性	RLO(目標復旧レベ	選択レベル 1	選択レベル 2	証明発行機能のみの復旧は重要だが、上記RTOとは別の基準を設けるべき。上記RTOでは全業務機		おそれがある。 現在、クラウドによりシステムを提供しているペンダのうち、レベル2を採用するペン
(継続性)	ル)(業務停止時)			能の復旧を目標とすべき		1 ダが大多数であるため、修正する。
B.2.2.1 性能·拡張性	通常時パッチレスポン ス順守度合い	選択レベル 2	選択レベル2	-	_	「メトリクス説明」部分の文章を修正し、通常時の定義を明確化する修正を加える。
(性能目標値) D.3.1.1 移行性	設備・機器の移行内容	躍択レベル2	選択レベル3	_		(右のJ143セルの赤字の修正。) 現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル3を採用するベン
(移行対象(機器))	2200		23/10 00		_	ダが大多数であるため、修正する。
非機能要求グレード活用シート Ⅲ						
A.3.2.1 移行性 (災害対策)	保管場所分散度(外部 保管データ)	選択レベル 1	選択レベル 2	_	_	現在、クラウドによりシステムを提供しているベンダのうち、レベル2を採用するベンダが大多数であるため、修正する。
E.3.1.2 セキュリティ	· ·	選択レベル1	選択レベル 0	インターネットに接続するシステムではないため、必須としなくてよいのでは?		アルバン外とのうため、同単立では
(セキュリティ診断)						セキュリティの観点から、インターネットへの接続有無に関わらずWeb診断実施の対
						0 象であるWebサーバやWebアプリケーションに対するセキュリティ診断は必要であ
						a .
第7章 用語						
				追加		
続柄【つづきがら】				「つづきがら」又は「ぞくがら」と読み方が人によって異なるケースがあるため、定義した方がよ		1 用語に追記
				いと考える。		
		なし	民法30条に規定される、不在者の生死が七年間明らかでないときに家 廃裁判所が利害関係人の請求により生院の宣告をすること 戸籍法上の	失踪と失踪宣告が混在しているため。 D 失踪宣告は死亡の扱いなので、関連業務にとっても大きくことなるので、きちんと使い分けるべき		
			「認定死亡」が該当し、住民票においても死亡とみなされる。申出によ			
失踪宣告			り行われるのではなく、戸籍通知によって行われる。			1 用語に追加
			戸籍が存在し、存命を前提とする不現住による職権消除とは異なる。			